

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - スギ花粉米をお米として食べられる道を拓いてほしい	…………… 1
2 - 農地転用許可制度の緩和について	…………… 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月23日	28年 12月19日	スギ花粉米をお米として食べられる道を拓いてほしい	現在日本では、スギ花粉症を治療するお米や、アルツハイマー病を予防したり、高血圧症や糖尿病を予防・治療のためのお米が研究されている。私達「食のコミュニケーション円卓会議」では、こうしたお米を、付加価値のついた食品として、つまりお米として食べられることを願っている。 食事から有用成分の摂取が可能になることは、消費者として大きなメリットだと考える。また、農業生産者も付加価値の付いた収益に有利なお米の生産ができ、それは稲作農業の活性化に繋がると考えられ、地方産業の活性化に繋がる可能性も高まる。このような遺伝子組換え農作物の実用化に向けて、食品として利用することで消費者や農業生産者がメリットを享受できるよう、規制を整えてほしい。	食のコミュニケーション円卓会議	厚生労働省
2	28年 11月29日	28年 12月19日	農地転用許可制度の緩和について	【具体的内容】 ・農地について、転用許可期間の緩和、リース会社の農地賃借(転貸)を認めること。 【提案理由】 農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行う「ソーラーシェアリング」の取り組みにおいて、農地の一時転用許可を行う必要がある。 一方、農地の転用許可の条件の一つとして「転用期間が3年更新」とされており、転用許可の未更新リスクが懸念される。農地を有効活用するために、例えば、転用期間をリース期間や固定価格買取期間(20年)と同一とする等の措置が望まれる。 設備(農業用設備)と土地(農地)を一体でリースすることにより、営農者にとって契約行為やリース料支払の負担軽減につながる。現状では、農地の賃借が一般法人にも認められたものの、賃借人自らが農業を営む必要があり、設備と土地を一体で営農者にリースすることができない。	(公社)リース事業協会	農林水産省